

議案第 17 号

名張市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について(具申)

名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2年11月 4日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市奨学金条例の一部改正について

1. 改正理由

地方税法における延滞金の割合の特例に関する規定の改正に準じて、奨学金の返還金に係る延滞金の割合の特例について、条例の規定を整理するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

奨学金の返還金に係る延滞金の割合の算定に当たって用いる基準の名称を延滞金特例基準割合（現行：特例基準割合）とする。

3. 施行期日

令和3年1月1日から施行する。

名張市奨学金条例の一部改正について

名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（名張市奨学金条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の名張市奨学金条例附則第6項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

名張市奨学金条例の一部改正の新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 1～5 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p>7 (略)</p>	<p>附 則 1～5 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> <p>7 (略)</p>